

本号で公布された 法令のあらまし

◇容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の施行期日を定める政令(政令第410号)(厚生省)

◇容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(同法附則第一条各号に掲げる規定を除く。)の施行期日は平成7年1月15日とし、同法附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は平成8年6月15日とし、同条第二号に掲げる規定の施行期日は平成9年4月1日とすることとした。

◇容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令(政令第四一一号)(厚生省)1 分別基準適合物の再商品化に該当する行為に係る懲罰として利用される製品を定めることとした。(第一条関係)
2 特定容器利用事業者に該当しない事業者の範囲を定めることとした。(第二条・第四条関係)
3 指定法人が分別基準適合物の再商品化に必要な行為を他人に委託する場合に従わなければならぬ基準を定めることとした。(第五条関係)
4 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という。)第一条から第三条までの規定を平成12年3月31日までの間適用しない特定事業者の範囲を定めることとした。(第六条関係)
5 法第三章から第五章まで、第三十三条及び第三十五条から第四〇条までの規定を適用しない主として紙製及び主としてプラスチック製の容器包装並びにその適用しない期間を定めることとした。(第七条及び第八条関係)
6 この政令は、平成7年1月15日から施行することとした。

政令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成7年1月14日

内閣総理大臣 村山 富市

政令第四百十号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(同法附則第一条各号に掲げる規定を除く。)の施行期日は平成7年1月15日とし、同法附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は平成8年6月15日とし、同条第二号に掲げる規定の施行期日は平成9年4月1日とすることとした。

内閣は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第百二十一号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(同法附則第一条各号に掲げる規定を除く。)の施行期日は平成7年1月15日とし、同法附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は平成8年6月15日とし、同条第二号に掲げる規定の施行期日は平成9年4月1日とすることとした。

(燃料として利用される製品)
第一条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という。)第二条第八項第一号の政令で定める製品は、炭化水素油とする。

(法第二条第十一項第四号の政令で定める者)
第二条 法第二条第十一項第四号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 常時使用する従業員の数が二十人以下の会社及び個人であつて、商業及びサービス業以外の業種に属する事業を主たる事業として行うもの

二 常時使用する従業員の数が五人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行うもの

三 常時使用する従業員の数が二十人以下の農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合連合会、水産業協同組合、消費生活協同組合、商業組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会(次号及び第六条において「組合等」という)であつて、商業及びサービス業以外の業種に属する事業を主たる事業として行うもの

四 常時使用する従業員の数が五人以下の組合等であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として行うもの

五 常時使用する従業員の数が二十人以下の民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三十三条に規定する学校法人及び同法第六十四条第四項の規定により設立された法人並びに宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第四条(法第二条第十一項第四号の政令で定める売上高)若しくはこれら法律に基づく処分に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴行行為等处罚ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)若しくは同法第十四条の三において準用する場合を含む)若しくは同法第十四条の六又は淨化清法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

属する事業を主たる事業として行う者にあっては、七千万円とする。
(法第三十七条第二項の政令で定める基準)
第五条 法第三十七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第二条第十一項に規定する指定法人の委託を受けて法第三十七条第一項に規定する行為を実施する者(以下この条において「受託者」という。)が当該行為を業として実施するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する者であること。

二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。

イ 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り又は執行を受けることがなくなった者

ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)、浄化清法(昭和五十九年法律第百三十三号)、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)、騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十六号)、特定期付有害廃棄物等の輸入等の規制に関する法律(平成四年法律第九十号)、振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)、特定期付有害廃棄物等の輸入等の規制に関する法律(平成四年法律第一百八号)若しくはこれらの法律に基づく処分に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴行行為等处罚ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)若しくは同法第十四条の三において準用する場合を含む)若しくは同法第十四条の六又は淨化清法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者